

議案第 1 号

大野市教育振興基金設置条例の一部改正について

平成 3 1 年 1 月 2 5 日提出

大野市教育委員会  
教育長 久保俊岳

提案理由

音楽教育振興基金を設置するとともに処分規定を追加するため

## 大野市教育振興基金設置条例の一部を改正する条例

大野市教育振興基金設置条例（昭和57年条例第4号）の一部を次のように改正する。

第2条中「及び金額」を削り、同条第1号中「3,000,000円」を削り、同条第2号中「1,000,000円」を削り、同条第3号中「5,000,000円」を削り、同条第4号中「3,000,000円」を削り、同条第5号中「1,000,000円」を削り、同条に次の1号を加える。

(6) 音楽教育振興基金（前田組基金）

第5条を第6条とし、第4条の次に次の1条を加える。

（処分）

第5条 市長は、小中学校及び幼稚園の教育並びに社会教育の振興を図る財源として、基金の全部又は一部を処分することができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。